七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第七号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、第十六号、第十九号、第二十二号若しくは第二十四号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第十五号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。）

［八～四十五　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この庁令は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令の一部改正）

2　公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（令和七年デジタル庁令第八号）の一部を次のように改正する。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第二条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第八号、第九号、第十三号、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十八号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第十六号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。） ［八～四十五　略］	（公的給付の支給等） **第二条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第七号、第八号、第十号、第十三号、第十四号、第十六号、第十九号、第二十二号若しくは第二十四号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第十五号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。） ［八～四十五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第十三号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六十六条　法別表百二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］	**第六十六条**　［同上］ ［一　同上］